

第1回定例会議事日程（第5号）

- | | | |
|------|--------------|--|
| 第 1 | 議案第 3 号 | いちき串木野市男女共同参画推進条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 4 号 | いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 5 号 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第 6 号 | いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第 7 号 | いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 8 号 | いちき串木野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 9 号 | いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 10 号 | いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 予算議案第 1 号 | 令和 7 年度いちき串木野市一般会計予算 |
| 第 10 | 国特予算議案第 1 号 | 令和 7 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算 |
| 第 11 | 介特予算議案第 1 号 | 令和 7 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算 |
| 第 12 | 後特予算議案第 1 号 | 令和 7 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 13 | 水道予算議案第 1 号 | 令和 7 年度いちき串木野市水道事業会計予算 |
| 第 14 | 下水道予算議案第 1 号 | 令和 7 年度いちき串木野市下水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議案第 11 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 16 | 議案第 12 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 17 | 議案第 13 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 18 | 議案第 14 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 19 | 議案第 15 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 20 | 議案第 16 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 21 | 議案第 17 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 22 | 議案第 18 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 23 | 議案第 19 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 24 | 議案第 20 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 25 | 議案第 21 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 26 | 議案第 22 号 | いちき串木野市農業委員会委員の任命について |
| 第 27 | 議案第 23 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第 28 | 議案第 24 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

- 第 2 9 議案第 2 5 号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 3 0 議案第 2 6 号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 2 7 号 いちき串木野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 3 2 議案第 2 8 号 いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 3 3 閉会中の継続審査について
- 第 3 4 閉会中の継続調査について
- 第 3 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第5号（3月28日）（金曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	企画政策課長	山崎達治君
副市	長	出水喜三彦君	財政課長	長畑正博君
教育	長	相良一洋君	教育総務課長	吉永康彦君
総務課	長	岡田錦也君	消防長	下池裕美君

令和7年3月28日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和6年度1月分の例月出納検査の結果及び監査報告第10号、11号をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった令和6年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第14

議案第3号～下水道予算議案第1号一括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第3号から日程第14、下水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長吉留良三君登壇]

○総務厚生委員長（吉留良三君） おはようございます。報告いたします。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案7件であります。

去る3月10日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第3号いちき串木野市男女共同参画推進条例の制定についてであります。

本案は、男女共同参画社会の実現のための基本理念及び必要な取組を定め、総合的かつ計画的に推進するため条例を制定しようとするものであります。

説明によりますと、この条例は、近年の社会情勢の変化を受けて、男女共同参画の概念に性の多様性を含め、全ての人を尊重した男女共同参画社会の実現を目指すものとなっております。第1章で総則、第2

章で性別等に起因する人権侵害の禁止など、第3章で男女共同参画の推進に関する基本的施策、第4章でいちき串木野市男女共同参画審議会、第5章で雑則を定めているとのことであります。

審査の中で、なぜ男女共同参画推進条例に性の多様性を含めたのかと質したところ、条例制定に当たり、先進地の事例や県内の他自治体の状況を整理するとともに、本市も第4次男女共同参画基本計画において、性の多様性の理解促進、多様性を尊重する環境づくりに取り組んでいることから、性の多様性を含めているとの答弁であります。

また、条例制定による効果について質したところ、条例を制定することにより、法的根拠を持つことができ、一貫性を持って確実に計画を進めていく基盤をつくることのできる。あわせて、市内外に対し本市の取組を周知することにより、市民や事業者に向けて意識啓発を進めていきたいとの答弁であります。

その他委員から、男女共同参画審議会の委員選出については、経験などを重視した選出になると思うが、各世代の方々に多様な意見をもらえるよう工夫してほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の仕事と家庭の両立を図るため改正しようとするものであります。

説明によりますと、主な改正は、いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正で、超過勤務の免除（残業免除）の対象となる子の範囲を拡大するもので、現行の「3歳未満の子を養育する者」から「小学校就学前の子を養育する者」に免除できる範囲を拡大するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第5号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、国に準じ、扶養手当等を改正するため、関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、昨年の人事院勧告による一般職の国家公務員の給与に関する法律の改正に伴い、いちき串木野市職員の給与に関する関係条例について、給料月額及び諸手当の額の改定を行うなどの措置を講ずるものである。なお、給料表の改定については、給料表の号給の構成を改めるもので、特に若手・中堅の優秀者及び民間人材等の早期昇格時の給与改善を図ることを目的とし、諸手当の改定については、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき1万3,000円とするものである。受給者への影響を緩和するため、令和8年3月31日まで経過措置を設け、また、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国民健康保険税の負担を軽減するため、医療分について税率を改定しようとするものであります。

説明によりますと、令和7年度以降も被保険者数の減少が見込まれ、保険給付費等が減少することが想定されており、本市が鹿児島県に納付する国民健康保険事業費納付金も減額される見込みであることから、その減額相当分を国民健康保険税において減額し、保険税負担を軽減するものである。影響額は、医療分の年間保険税で1人当たり1万円の減額、1世帯当たりでは1万4,000円の減を見込んでいることとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する補償基礎額を改定しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号いちき串木野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、勤務年数区分に新たな区分を追加するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、階級ごとに勤務年数を、5年以上10年未満から30年以上までの6区分としていたものを、今回、新たに35年以上の区分を追加し、退職報償金の額を、階級30年以上の額に10万円を加算し追加することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条文を整理しようとするものであります。

説明によりますと、改正内容は、法律の定義の追加による項ずれによるものと、特定不妊治療費助成事業の見直しによる文言等の見直しとのこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第3号いちき串木野市男女共同参画推進条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号いちき串木野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号いちき串木野市行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田畑和彦君登壇〕

○産業教育委員長（田畑和彦君） おはようございます。

それでは、私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案1件、陳情1件の計2件であります。

去る3月11日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

議案第10号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、袴田住宅2棟7戸及び森木住宅1棟4戸を用途廃止するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、袴田住宅3棟のうち、昨年11月に2棟が全て空室になったことから、2棟7戸を用途廃止し、森木住宅2棟のうち、昨年2月に1棟が全て空室になったことから、集会室を含む1棟4戸を用途廃止する。これにより市営住宅の管理戸数は487戸となるとのことであります。

審査の中で、住宅跡地の利用について質したところ、現在、団地内には居住者のいる住宅が残っているため、全て用途廃止ができた時点で検討を進めるとの答弁であります。また、用途廃止した建物は速やかに撤去すべきではないかと質したところ、令和7年度当初予算に解体費用を計上しているとの答弁

であります。

そのほか、委員から、用途廃止後の跡地についても市の所有物件であるとの自覚を持ち、しっかりと管理すべきとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

議案第10号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長松崎幹夫君登壇〕

○予算審査特別委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計予算議案1件及び特別会計予算議案3件並びに企業会計予算議案2件の計6件であります。

去る3月7日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月17日から19日の3日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、現地調査を実施したところであります。

最初に、予算議案第1号令和7年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ188億8,300万円とするものであります。これは、前年度当初予算と比較すると14億3,000万円、約8.2%の増となります。

第2条で継続費、第3条で債務負担行為の事項、期間及び限度額、第4条で地方債の起債の目的及び限度額等、第5条で一時借入金の最高額、第6条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

令和7年度当初予算は、学校給食費、子ども医療費、保育料の三つの無償化や定住促進補助金など、引き続き人口減少対策に取り組むほか、長崎鼻公園再整備事業や串木野駅東側の再開発に向けた全体構想の策定など、子育て環境の整備や未来につながる投資の推進に向けた事業及び施策が盛り込まれております。

歳入においては、市税及び地方交付税は増収を見込んでいるものの、地方消費税交付金及び地方特例交付金は減、また、臨時財政対策債については皆減、歳出においては、人件費や扶助費が増加する中、学校再編に係る串木野中学校施設改修事業等により普通建設事業費が大幅に増加するため、過疎対策事業債等の市債を発行するとともに、財政調整基金等から繰入れを行い、予算が編成されております。

それでは、まず、歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税29億4,247万7,000円は、前年度に対し1億4,181万4,000円、5.1%の増であります。個人市民税において、定額減税による大幅な減税がなくなったことが増の主なる要因であります。

次に、7款地方消費税交付金は、前年度比3,462万円減の6億9,219万2,000円の計上であります。

9款地方特例交付金は、定額減税の終了に伴い、前年度比9,566万8,000円、81.7%の減の2,136万1,000円の計上であります。

10款地方交付税は、前年度比1億円増の51億5,000万円の計上で、内訳は、普通交付税が45億5,000万円、特別交付税が6億円であります。

17款寄附金のふるさと納税寄附金は、前年度と同額の20億円の計上であります。

18款繰入金基金繰入金は17億6,638万円で、前年度比2億4,632万2,000円の増であります。増の主なるものとして、ふるさと寄附金基金繰入金1億3,353万8,000円の増は、主に産業振興、地域活性化、健康・福祉の充実に関する事業に充当するためのものであります。

そのほか、財政調整基金から前年度比5,000万円増の3億4,000万円を繰り入れ、予算が編成されております。

令和7年度末の基金残高見込みは、財政調整基金が14億3,853万4,000円、市債管理基金が24億9,088万9,000円、その他特定目的基金を含めた合計では74億1,688万5,000円となり、令和6年度末と比較して7億2,478万3,000円の減となる見通しとあります。

21款市債15億6,020万円は、前年度比2億8,036万9,000円の増であります。増の主なる要因としては、消防防災情報通信施設整備事業4億1,660万円、公園整備事業2億5,110万円、地方道路整備事業2億2,870万円、中学校施設整備事業2億1,930万円などの計上によるものであります。

令和7年度末の市債残高は、令和6年度末残高見込みに比べ3億1,733万3,000円の減の157億789万5,000円、交付税措置率を61.8%と見込んでいるとあります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。市制施行20周年スタートアップ事業やチャレンジなまち推進事業、女性の職業生活における活躍推進事業などの新規事業のほか、定住相談員を新たに1名増員するとともに、お試し体験住宅を新たに市街地に設置して、移住体験環境の充実を図る移住定住促進事業などが計上されております。

審査の中で、チャレンジなまち推進事業について、この事業を進める上での若者の発掘、募集方法などどのように考えているかと質したところ、この事業が成功するかどうかの鍵は伴走支援と捉えている。まず、若者がこの地域で活躍するには、当然、

仲間が必要であることから、コミュニティの形成を図りたい。また、この若者がプロジェクトを実施、あるいは起業する段階で常に相談できるような伴走支援体制を構築していきたいとの答弁であります。

また、審査の中で、委員から、移住定住促進事業について、人口減少・少子化対策の目玉の一つであり、整備するお試し住宅を利用してもらって終わりではなく、利用者の声に十分耳を傾けて、困り事に寄り添いながら、しっかりと移住・定住に結びつけてほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費についてであります。

新規事業として、保育環境改善等事業、AIを活用した相談支援事業、赤ちゃんの駅設置事業などが、既存事業として、特別保育事業補助金のほか、介護人材確保育成支援事業などが事業内容を変更して計上されております。

審査の中で、子ども食堂について、子どもの居場所としてだけでなく、高齢者も含めた対応も併せて検討していく考えはないかと質したところ、子どもの居場所づくりとして、食事の提供はもちろんのこと、そこに関わる人とのつながりを持つことも重要であると認識してこの事業をスタートさせた。場所によっては高齢者の方々も一緒に集い、いろんな世代の方々とのつながりも見受けられることから、今後、この補助内容について検討していきたいとの答弁であります。

次に、4款衛生費についてであります。

新規事業として、妊婦のための支援給付金や医療相談オンラインサービス導入事業など、既存事業として、拡充された不妊治療費等助成事業や子ども医療費給付事業、また、今回新たに帯状疱疹を対象に含めた予防接種事業などが計上されております。

審査の中で、医療相談オンラインサービス事業の実施に向けて、医療機関との連携は十分に取れているのかと質したところ、この事業の委託先では56の診察項目に400人の医師が登録されており、医師への相談体制は確保されている。市医師会に対しても事業内容の説明を行っており、このサービスは診療ではなく事前相談で安心感を与えるものであり、軽度の段階で来院される方の減少につながると期待し

ているとの答弁であります。

次に、6款農林水産業費についてであります。

新規事業として、GPS発信機を活用して被害防止策を検討するニホンザル生態調査事業など、既存事業として、森林環境譲与税事業などが事業内容を充実させ計上されております。

審査の中で、新規就農者の育成について、全く新規で事業を始めるとなると現実的にはなかなか難しい。耕作放棄地が増えて、有害鳥獣による農作物被害が深刻化している現状に対応するためにも、手遅れにならないうちに親元就農者の支援に努めるべきではないかと質したところ、年々就職者数が激減しており、今後も親元就農者や新規就農者の方々がしっかりと技術を学んで、最終的に稼げるような受皿づくりに努めていきたい。また、農業に限らず、これまでは創業に重点を置いてきた。新規の方も大事だが、事業承継の一番の候補者は息子さんや娘さんであり、今後の事業承継をどう進めていくべきか検討していきたいとの答弁であります。

また、委員から、マグロ漁業実態等調査事業について、流通の現状等を調べることも重要であるが、調査だけで終わって地域活性化につながらないという結果にならないよう、現在の課題も十分検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、7款商工費についてであります。

地域公共交通活性化事業補助金や企業の誘致促進及び育成補助金のほか、新規事業として、薩摩藩英国留学生渡欧160周年記念事業、本年3月の結Lineこしき就航を記念し、甕島商船株式会社が実施する運賃割引への補助を行う串木野・甕島航路活性化推進事業補助金などが計上されております。

審査の中で、令和8年度分譲予定の安茶工業団地について、現段階でのスケジュールをどのように考えているかと質したところ、令和6年度で用地買収及び開発行為に係る手続は全て終了している。令和7年度は造成工事の入札を行うとともに、道路築造や水道管布設工事を実施して、令和8年度前半頃をめどに工事を完成したい。その後、確定測量や登記手続を経て、令和8年度後半から分譲開始を予定しているとの答弁であります。

なお、委員から、人口増、雇用の確保につながる重要な事業であり、誘致を積極的に進めて、スピード感を持って1社でも早く成約できるように取り組んでほしいとの意見が述べられたのであります。

また、審査の中で、洋上風力発電について、最近の新聞報道によると、資材費が高騰して、事業実施を断念する事業者が出てきているようであるが、どのように認識しているかと質したところ、物価高騰で建設費が増高したことにより、国で公募し入札した事業者が中断している状況と認識している。採算性については、今後、国の協議会において認識されていくと考えているとの答弁であります。

次に、8款土木費についてであります。

内水氾濫浸水対策事業や長崎鼻公園再整備事業、都心平江線道路改良事業のほか、新規事業として、讃岐公園の擁壁工事を行う公園改修事業が計上されております。

審査の中で、長崎鼻公園再整備事業については、ホテルや灯台に向かう保安林、海岸沿いも含めた広い範囲で検討しないと十分に楽しめる公園にならないのではないかと質したところ、今回の事業ではエリアマネジメント業務も発注することとしており、再整備区域だけでなく、海水プールやホテルなどとの相乗効果も生み出すような提案をもらうとともに、保安林についても補助金活用を図りながら有効利用に努めたいとの答弁であります。

また、総括質疑における答弁においては、令和5年度から、少子化対策では主に経済的負担の軽減を目指して無償化などを進めてきているが、長崎鼻公園については、子育て世帯が日々子どもを遊ばせる環境、市の核となるスポットとして整備を進めていきたいとのことであります。

次に、9款消防費についてであります。

防災行政無線施設整備事業のほか、新規事業として、消防救急デジタル無線共同運用負担金や、昨年10月に締結した災害協定に基づき、船舶を用いた災害資機材の備蓄等を行うための災害備蓄品整備事業などが計上されております。

次に、10款教育費についてであります。

現在の青松塾などを拡充し、英語塾やキッズスポ

ーツ塾を新たに追加するワクワク体験事業や、学校再編に係る中学校施設改修事業、学校給食費無償化事業のほか、新規事業として、市制施行20周年記念スタートアップ事業であるみんなの図書館づくり事業などが計上されております。

審査の中で、中学校再編に向けて、串木野中学校に新たにバス停留所等を整備する計画であるが、現在でも送迎の自家用車等により混雑しており、さらなる渋滞や通学路の安全確保が懸念される。スクールバス停留所の設置場所等については再検討すべきではないかと質したところ、スクールバスの停留所については、開校準備委員会、警察及びバス業者と協議し、児童生徒の安全が確保できる場所の選定を進めてきた。また、さらに将来的な小学校再編も見据えて、小学校児童の安全確保など総合的に判断した計画であるとの答弁であります。

次に、12款公債費の19億5,812万3,000円は、前年度と比較して7,646万5,000円の減であります。

以上が歳入歳出の主なるものであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億6,970万8,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金の主なるものであります。歳出においては、保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金が主なるものであります。

また、被保険者数の減少に伴い、保険給付費等の減少が見込まれており、事業費納付金も減額される見込みであることから、令和7年度保険税率を引き下げる改定を行うとのことであります。改定内容は、医療分の所得割率を現行の12.5%から10%へ2.5%の減、均等割額を2万7,800円から2万5,000円へ2,800円の減、平等割額を2万6,000円から2万4,000円へ2,000円の減とするものであります。

審査の中で、基金を取り崩して保険税率をさらに

引き下げる考えはないかと質したところ、県が国民健康保険の運営主体となったが、市は納付金を納める必要があり、基金がなくてもいいということではない。令和10年度以降の県下全域における事業費納付金ベースの統一や、これに先立ち予定されている令和9年度の鹿児島市や日置市等の2次医療圏での事業費納付金ベースの統一を見据えながら、保険税率については検討していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億5,779万8,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、保険料のほか、国庫支出金及び支払基金交付金や繰入金が主なるものであります。歳出においては、保険給付費のほか、地域支援事業費が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号令和7年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億8,836万8,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、後期高齢者医療保険料のほか、保険基盤安定繰入金が主なるものであります。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号令和7年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

令和7年度の業務予定量は、給水戸数1万2,629戸、年間総給水量396万6,000立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、水道料

金5億9,605万円及び加入金351万8,000円で、前年度と比較して1,607万8,000円の増であります。

収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費の2億8,473万1,000円のほか、上水道施設維持点検業務委託料等であります。

資本的収支の収入の主なるものは、水道事業建設企業債2億円のほか、他会計出資金であります。

次に、資本的収支の支出の主なるものは、管路耐震化等事業3億650万円のほか、企業債償還元金などであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第1号令和7年度いちき串木野市下水道事業会計予算についてであります。

令和7年度の業務予定量は、排水件数6万1,404件、年間総処理量176万2,421立方メートルであります。西薩中核工業団地のプリマハム新工場による処理量増加等により、前年度と比較して9万6,459立方メートルの増が見込まれております。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、下水道使用料2億5,432万3,000円のほか、他会計補助金などであります。

収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費2億7,642万3,000円のほか、処理場費などあります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、下水道事業建設企業債1億6,230万円及び他会計出資金であります。

資本的収支の支出の主なるものは、処理場建設改良費及び企業債償還元金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果について報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（高木章次君） 意見を述べたいと思います。

○議長（中里純人君） 質疑をお願いします。

○3番（高木章次君） 意見じゃない。質問だけで

すか。

○議長（中里純人君） 質疑をお願いします。

○3番（高木章次君） それでは、すみません。意見を述べたかったんですが、勘違いしました。失礼しました。後で。

○議長（中里純人君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、予算議案第1号令和7年度いちき串木野市一般会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号令和7年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号令和7年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、下水道予算議案第1号令和7年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15～日程第28

議案第11号～議案第24号一括上
程

○議長（中里純人君） 次に、日程第15、議案第11号から日程第28、議案第24号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号から議案第22号までは、いちき串木野市農業委員会委員の任命についてであります。

委員の選考に当たっては、農業委員会委員選考委員会を設置し、人格、識見はもとより、職務に対する意欲や地域での活動実績、本人の農業経営状況など様々な観点から検討した結果、それぞれ農業委員会委員として任命しようとするものであります。

任命しようとする者の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、任命しようとするものであります。

議案第23号及び議案第24号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である臼井京子氏及び福永礼子氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、臼井京子氏については引き続き推薦し、福永礼子氏については、後任として新たに木下琢治氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これより質疑に入ります。

まず、議案第11号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号いちき申木野市農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第11号から議案第24号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第24号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第11号いちき申木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第12号いちき申木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第13号いちき申木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第14号いちき申木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第15号いちき申木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第16号いちき申木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は14人

です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。
念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- | | |
|-----|------------|
| 1番 | 田 畑 和 彦 議員 |
| 2番 | 西 田 憲 智 議員 |
| 3番 | 高 木 章 次 議員 |
| 4番 | 江 口 祥 子 議員 |
| 5番 | 吉 留 良 三 議員 |
| 6番 | 松 崎 幹 夫 議員 |
| 7番 | 田 中 和 矢 議員 |
| 9番 | 大六野 一 美 議員 |
| 10番 | 濱 田 尚 議員 |
| 11番 | 東 育 代 議員 |
| 12番 | 竹之内 勉 議員 |
| 13番 | 下迫田 良 信 議員 |
| 14番 | 原 口 政 敏 議員 |
| 15番 | 福 田 清 宏 議員 |

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田畑和彦議員、西田憲智議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。
投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 9票

反対 5票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。
次に、議案第17号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。
念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1番 田 畑 和 彦 議員
- 2番 西 田 憲 智 議員
- 3番 高 木 章 次 議員
- 4番 江 口 祥 子 議員
- 5番 吉 留 良 三 議員
- 6番 松 崎 幹 夫 議員
- 7番 田 中 和 矢 議員
- 9番 大六野 一 美 議員
- 10番 濱 田 尚 議員
- 11番 東 育 代 議員
- 12番 竹之内 勉 議員
- 13番 下迫田 良 信 議員
- 14番 原 口 政 敏 議員
- 15番 福 田 清 宏 議員

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田畑和彦議員、西田憲智議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 10票

反対 4票です。

以上のおおりの賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第18号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第19号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第20号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第21号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第22号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定しました。
次に、議案第23号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 田 畑 和 彦 議員
2 番 西 田 憲 智 議員
3 番 高 木 章 次 議員
4 番 江 口 祥 子 議員
5 番 吉 留 良 三 議員
6 番 松 崎 幹 夫 議員
7 番 田 中 和 矢 議員
9 番 大六野 一 美 議員
10番 濱 田 尚 議員
11番 東 育 代 議員

12番 竹之内 勉 議員

13番 下迫田 良 信 議員

14番 原 口 政 敏 議員

15番 福 田 清 宏 議員

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田畑和彦議員、西田憲智議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。
投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 13票

反対 1票です。

以上のおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。
次に、議案第24号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中里純人君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（中里純人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（中里純人君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- | | | |
|-----|---------|----|
| 1番 | 田 畑 和 彦 | 議員 |
| 2番 | 西 田 憲 智 | 議員 |
| 3番 | 高 木 章 次 | 議員 |
| 4番 | 江 口 祥 子 | 議員 |
| 5番 | 吉 留 良 三 | 議員 |
| 6番 | 松 崎 幹 夫 | 議員 |
| 7番 | 田 中 和 矢 | 議員 |
| 9番 | 大六野 一 美 | 議員 |
| 10番 | 濱 田 尚 | 議員 |
| 11番 | 東 育 代 | 議員 |
| 12番 | 竹之内 勉 | 議員 |
| 13番 | 下迫田 良 信 | 議員 |
| 14番 | 原 口 政 敏 | 議員 |
| 15番 | 福 田 清 宏 | 議員 |

○議長（中里純人君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中里純人君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高木章次議員、江口祥子議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（中里純人君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 13票

反対 1票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第29 議案第25号上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第29、議案第25号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長原口政敏君登壇]

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました議案第25号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、本市議会において喫緊の課題となっている議員の成り手不足解消のため、市との工事請負契約等を辞退するよう努めるべき対象範囲について改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○9番（大六野一美君） 平成29年に難産で生まれた倫理条例であります。そのときも非常に賛否両論ありました。

後ほど反対討論もいたしますけれども、この条例を改正することで議員に出てくる人たちが増えてくるという下での改正案なんでしょうか。それが第1点です。そのことをお聞きいたします。

○議会運営委員長（原口政敏君） そのことは議員全員協議会で何回も説明しておりますので、そしてまた、議案説明もそこに配付してございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

○9番（大六野一美君） そういう簡単なことじゃなくて、非常に大事な案件なんですよ。市民のいろんな声がある中で、本当にこれを改正することでのいか否か。私は、質問のような形になりますけれども、非常に疑義を感じていますし、あるいはそうすべきでないという思いを持っています。

後ほど討論の中で述べますのでこれ以上言いません

んが、ただ、市民の目線からするとどうなんですかということをお聞きいたします。

○議会運営委員長（原口政敏君） 大事な案件でございますので、議会運営委員会におきまして、2回、3回、慎重審議、議論をした結果でございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○13番（下迫田良信君） 現条例の中に「当該議員の配偶者及び2親等」という文言がありますが、このことについて、どのような事情で削除されたんですか。お伺いいたします。

○議会運営委員長（原口政敏君） 成り手不足解消のために、議会運営委員会で諮ったつもりでございます。

○13番（下迫田良信君） 委員会の議事録を見ますと、このことについては全然触れておられないような気がしているんですね。大事な部分なのにどうやって審議されたのかと疑義に思いますが、その辺りはしっかりと議論はされたんですか。

○議会運営委員長（原口政敏君） この件においては、議員全員協議会でも明確に言っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

議案第25号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、大六野一美議員の発言を許します。

〔9番大六野一美君登壇〕

○9番（大六野一美君） 私は、議員倫理条例改正案について、反対の立場で討論をいたします。

本市の条例は、平成29年、多くの市民の声や議員間での不合理な部分が散見をされ、本市としても条例を制定すべきとの機運が高まり制定されたものであります。その間、先進地事例を参考にしながら、本市に合った内容で結論を出した条例でもあります。

国の条例見直しがあったことは、当然、承知をしております。条例制定後、本市の条例が守られてきたかは、自信を持って守られてきたと言い切れない

案件もあるようであります。

条例制定に当たって、兵庫県洲本市を同僚議員と先進地を視察いたしました。少人数であったこともあって、本音の声を聞くことができました。洲本市においては、市長に談合疑惑が発生をし、それを基に倫理条例制定の必要性が生じたことから、議員倫理条例も同時に制定されたものであります。当時、該当議員が8名いたそうでありますけれども、次回選挙で全員が立候補を取りやめ、12名の新人が立候補し、議員構成が大きく変わったということであります。県民性、あるいは市民性というのでしょうか、洲本市においては潔さがこのことをとってもしっかりと表れております。

本市においても、入札の権利を有しながらも辞退をし、本市への入札、物品納入をしていない議員もいる現実もあるんです。市との入札関係にある議員が多くなることで、本当の意味でチェック機能を果たせられるかも疑念を抱く一人であります。

私は、そういうもろもろ等を考えますと、条例は改正すべきでないという思いであります。同時に、条例があっても入札、あるいは物品納入で見過ごされてきた部分もあるという事実を議員自らが胸に手を当てて反省しながら、しっかりとした市民の考え方、方向の下で、議会活動をしていかないかという思いであります。

そういうことから、私は改正すべきでないという意見をもちまして、反対討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、濱田尚議員の発言を許します。

〔10番濱田 尚君登壇〕

○10番（濱田 尚君） 議案第25号について、賛成の立場から討論いたします。

2022年12月、地方議会議員の兼業規制を緩和する改正地方自治法が可決成立いたしました。

「近年、地方議会は、性別や年齢構成の偏り、小規模市町村を中心とした議員の成り手不足の深刻化、低投票率などに見られる議会への関心の低下などの課題に直面している。また、多様な人材の地方議会への参画促進を図るために、会社員が立候補しやすい労働法制の見直し、請負禁止要件の緩和などの制

度改正や支援措置を要望してきた」と、全国市議会議長会の文書にあります。

結びの文には、「このような一連の制度改正や環境整備等を通じて、若者や女性、会社員など多様な人材が市議会議員に積極的にチャレンジして、地方分権の時代にふさわしい、活力ある地方議会の創出につながることを期待いたします」と明記してあります。大変共感いたすところであります。

今回の改正された地方議会議員の兼業規制については、地方自治法92条の2で定められておりますが、改正により、自治体に対し、個人事業主として請負をするものに関しては、その請負額が年間300万円以下であれば議員と兼業できることになっております。

このような議会を取り巻く環境も大きく変わりつつあること、現在の条例との整合性を考えますと、本議会としても、条例を改正し規制を緩和することにより、議会の活性化や成り手不足の解消につながると確信いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、下迫田良信議員の発言を許します。

[13番下迫田良信君登壇]

○13番（下迫田良信君） 私は、議案第25号について、反対の討論をいたします。

令和5年9月の議会活性化推進特別委員会の最終報告書において、「政治倫理条例について、地方自治法の一部改正の内容を含め、議会運営委員会等で調査研究する」と報告されております。その議会運営委員会で、令和6年11月12日から3回開かれており、「倫理条例が議員の成り手不足や立候補の足かせになっている懸念があり、時代とともに見合った形で幅広く人材確保するためにも改正が必要である」と発言をなされております。

私は、倫理条例改正以前に、成り手不足とか足かせになっている点は、議事録を見る限り、条例4条に直結していることはなく、むしろ別の視点で検討されるべきと捉えております。

というのは、成り手不足の要因は、先の議会活性化推進特別委員会のアンケートの中で、「議員活動に魅力がない」ことや「地域や家族の支援がない」

等の複数回答で467件も多く、即、倫理条例が足を引っ張っているというのは早計であると受け止めております。様々な考え方や手法がありますが、後期高齢者に入っている方々や健康上問題のある方々は、新しい人が早く出てくるような体制づくり、そういうものを自ら実行するべきではないかと思っております。成り手不足を倫理条例が邪魔しているのではなく、4条の内容をよく理解されれば、社会通念上ごく当たり前のことで、人の道として清廉潔白であれば何の不適切な条例ではないと考えております。

4条の頭にある議員の配偶者及び2親等について削除された議論は議事録のどこにもなく、恣意的な言動が幸いしたのか不明ですが、その本質や重要性を質していない議論不足であり、委員会の真意をはかり損ねております。

この条例の一番大事な事項であるその是非を議論しなかったのは、目線が違うのか、あるいは削除したことによりどのような問題が醸し出されるのか、その重大性が委員の方々は分かっておられなかったのか、ただ削除するだけが目的だったのか、部外者の私にとりましては理解し難く、疑問が深まるばかりであります。

配偶者や2親等を外すことは、現今の入札結果から推察すれば、あつてはならないことですが、仮に配偶者や親兄弟が独占禁止法に抵触したり、公正な入札を妨害し、落札したりすると、その結果は本市に重大な損失を与えることであり、場合によっては司直の手が関わる可能性も考えられることをはらんでおられると思います。

このことは、平たく言えば、議員本人は入札等は参加できませんが、代わって配偶者や親兄弟の2親等が参加できることで、市民に対して至らぬ疑念を抱かせることも考えられ、ひいては議会は身内に甘く、議会としてのモラルや品位や品格を損なうことであろうかと思えます。

したがって、これまでのように配偶者や2親等を明記することは、時代が移り変わろうとも守るべき議会の道しるべであり、骨抜きになる今回の条例改正は個人の利益追求や思惑が見え隠れしており、これまでに培ってきた倫理感や秩序が保てなくなるこ

とを真剣に考えていただきたいと思うことであります。

議員個人として個々の経済活動は自助努力をされ利益追求をされるべきですが、この4条は、私ども議員が持ち合わせなければならない正義感、使命感を失っては、市民から期待をされる議会が遠のくばかりであります。

どうか皆さん方、配偶者、2親等の削除をすることは大変な問題をはらんでおりますので、その本質と重要性をいま一度認識され、御賛同賜りますよう、反対討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、西田憲智議員の発言を許します。

[2番西田憲智君登壇]

○2番（西田憲智君） 私は、議案第25号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

地方自治法第92条の2で、議員本人が当該地方公共団体との請負関係を禁ずる規定が定められております。この規定が今回改正され、議員の個人事業に関する請負規制が緩和されました。改正内容は先ほど濱田議員が言われたとおりでございます。

このような中、現行条例では、本市議会は鹿児島県内で唯一、政治倫理条例で、議員の配偶者もしくは2親等以内の親族が役員をしている企業または経営に関与している企業は、市が行う工事請負契約等を辞退するよう定められております。

現在、本市議会議員の最年少は50歳。それぞれの世代から多様な視点と意見が求められる中、本市にも、40代以下で郷土愛にあふれ、地域の発展に貢献したいという強い意志を持ち、倫理感と責任感の強い優秀な人材はたくさんおられます。しかし、市議会議員の挑戦には、家族や親族の理解と協力が必要不可欠です。現行条例によって、その家族や親族の生活に影響を与えることを不安視することを理由の一つに立候補に踏み切れないことは、議会としても閉鎖的と捉えかねません。

本市の企業経営の中には、知識と経験を活かし開業される方や、先代から続く家業を後継者として担

う方もおられます。また、後継者がいない企業を継承される方もおられるのです。その全ては経営者だけではなく、家族や親族、役員から社員に至るまで、本市の地域経済へ大きく貢献しており、全ての企業が平等であることで公平性が保たれなければなりません。そもそも倫理とは、条例で縛るのではなく、個人それぞれが人として守り行ふべき道を判断する基準となるもの、いわゆる個人が人間として秩序を立てる規範となるべきなのではないでしょうか。

このようなことから、これまで同様に、議員は透明性を確保することで市民の信頼を得ることは当然ですが、家族、親族の経済的自立と多様な職業選択の自由を尊重することによって、地域密着型で事業に従事する全ての中小企業が本市の経済を支え、さらなる地域の活性化を促進し、公平なルールで全ての市民に対する平等な機会を提供できる、より健全な政治環境を築くために賛成すべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[7番田中和矢君登壇]

○7番（田中和矢君） 議案第25号に反対する立場で、反対討論をいたします。

前に4人の方がいろいろとおっしゃっていますけれども、人間というのはやっぱり弱いものです。だから、この議案第25号の元の努力事項、特に配偶者もしくは当該議員の2親等以内の親族が云々というところを外すと、御本人は努力されているつもりでも、人間は弱いものです。どうしてもそちらへ走ってしまう、つまり、利益のほうへ走ってしまいがちだと思います。

確かに議員の成り手不足という面からすれば、直前の賛成討論をなさった方々の御意見も全ておかしいとは言いませんが、繰り返しますけれども、兼業禁止の緩和が国でなされましたが、300万円以内ならばよいとかそういったことをやったにしても、いろいろ請負契約等で表に出ない闇の部分というのは、国でもそういったことが盛んに、今、分かってきております。

議員になりたい方はそういったものを全て横に置

いて、真に市議会あるいは市民のためになる活動をするという固い決意があつて出てこられているわけですから、取りあえず議員になっている間は、そのような請負契約とか請負事業とかを全く考えずにやっていた方が議員になっていただきたいし、また、世間で、皆さんは御意見として、市民の皆さん、国民の皆さん、みんな表立って言っていないんですが、議員等に対する疑念、疑惑は相当根深いものがあります。この改正というよりも、私に言わせれば改悪だと思っているぐらいです。

これは絶対に改正しないで、努力事項を遵守事項という弱い規制になってしまう可能性がありますので、こういったものに対しては厳しく身を律してしてやるべきだと思うところです。

人間というのは弱いものです。こういった方が議会で偏った、あるいは扇動するような結果を招かないためにも、この第25号の議案には反対すべきだと思います。皆さんの御理解を賜りたいと思います。人間は弱いものだという念頭に、しっかりと考えていただきたいと思います。

反対討論とさせていただきます。

○議長（中里純人君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） 議案第25号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

私は、もともとこの条例の制定については、私ども市議会議員の先輩諸氏が長年にわたりつくり上げてこられました立派な申し合わせ事項があることから、時期的にはまだまだ先でよいと判断し、そのように逐一申し上げてまいりました。また、条例の制定に当たっては、議員の兼業禁止を規定する地方自治法第92条の2は、「普通公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人等になることができない」と規定していることから、議員の兼業禁止は議員本人に対する規定であつて、議員の2親等以内の親族までも規定するものではないと申し上げ、さらに、公職選挙法は、私どもが立候補しやすいように、ポスターの製作費

や選挙用自動車の借上料、燃料代等を公費負担とすることに改正されていること等を踏まえて、異議を申し上げてまいりました。

この議員の政治倫理条例の制定当時、いちき串木野市の将来に夢を託す町なかの若者から、政治倫理条例第3条について、「本市に住んでいる若者の中には2親等以内の親族が市役所に関わりを持つ人が多いことから、立候補しづらい条例の制定であり、現職議員の延命条例ではないのか」と問われたことが身につまされ、議員定数等調査特別委員会等々、機会あるたびごとに、議員の政治倫理条例第4条の改正について発言してまいりました。

今回、議会活性化推進特別委員会の申し送りを受けて、議員の政治倫理条例の見直しが議会運営委員会の協議に付され、審議の結果、成り手不足の解消や立候補しやすい環境等を構築するために、第4条に規定する配偶者や2親等以内の親族、すなわち配偶者や父母、祖父母、または子や孫、そして兄弟姉妹に至るまで、市の事業に関わりを持つ親族は現実的に立候補できないという条文を改正し削除することは、議員本人の兼業禁止を定める地方自治法第92条の2の趣旨や、公職選挙法のポスター等の公費負担による立候補しやすい環境整備に合致するものとなり、多くの市民に立候補の門戸を開くこととなります。

よつて、いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがつて、本案は原案のとおり可決されました。ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時20分とします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時20分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第30～日程第31

議案第26号～議案第27号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第30、議案第26号及び日程第31、議案第27号について一括して議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長原口政敏君登壇]

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました案件について、趣旨説明を申し上げます。

初めに、議案第26号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議員報酬について、いちき串木野市特別職報酬等審議会の答申を勘案して、議員の成り手不足解消と議会活動の活性化の観点から、月額を引き上げるため改正しようとするものであります。

次に、議案第27号いちき串木野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、政務活動費について、いちき串木野市特別職報酬等審議会の答申を勘案して、議員の成り手不足解消と議会活動の活性化の観点から、月額を引き上げるため改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

まず、議案第26号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○9番（大六野一美君） 14名に議員を減らしたことで、2名分を残し14名にその分をアップしようというのがこの趣旨だと理解をしておりますが、ただ、自分の生活を守るために、何をもって、目的は何か

のか。成り手不足と言うけれども、本市だけが持つ人間性というんでしょうか、市民性というんでしょうか、やっぱりそういうところをかいま見るような気がするんですね。

むしろ行政としっかりと、そういう金銭的な関係でつながる人たちだけが議員に立候補したところで、まともな審議、チェックができるとは思いませんけれども、そういう角度での議論はされたんでしょうか。

○議会運営委員長（原口政敏君） 十分にいたしました。そして、九州全域の市の給料等も調査をしたところでございまして、十分に審議をしたつもりでございます。

○9番（大六野一美君） 十分がどの程度のものか非常に理解に苦しむところでありましてけれども、これから人口減少等々で税収も減るでしょうし、あるいは交付税も減るだろう。そこでもって今現在の議会の維持をしながらということに、ちょっと市民からのいろんな声を勘案しますと違和感がありますけれども、やっぱり優先すべきは議員報酬を上げて生活を安定させて、そして、成り手不足を解消するということなんでしょうか。

○議会運営委員長（原口政敏君） 交付税については話し合っております。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○9番（大六野一美君） 成り手不足といたしましても、報酬を上げることで解決できると思っております。まだ今の議会として工夫すべき、あるいは晩にすればどうなのよという声もある。そういう声を踏まえたと、全部じゃないにしても、例えば、9月議会と3月は晩にして、6月、12月をそれなら平常の形でやろうやないか、そういう検討はされなかったんでしょうか。

○議会運営委員長（原口政敏君） 成り手不足でございますが、九州全域を調べましたところ、本市は非常に給料も安くございました。その観点から上げた、このように考えております。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○3番（高木章次君） 提案理由のところに「議員成り手不足解消と議会活動の活性化の観点から」と

書かれています。議員の成り手不足解消が本当にできるのかと。今年11月に市議会議員選挙がありますが、そこで本当に定数以上の、1人多かったという状態ではなくて、論戦が繰り広げられるような活気ある多数が立候補するような状況になるのかと。議員の成り手不足の解消に全く影響がないとも言いませんが、これで根本的な成り手不足問題が解決するとは全く思えないんですね。

ごく一部に少しは影響があるかもしれないけれども、根本的な問題は別だと私は思っていますので、こういうふうに書いてしまうと、これで解決するのではないかと勘違いされる方もいらっしゃると思います。私としては。

これは、11月の選挙のときに明快に回答が出るんですね。影響があったのかなかったのか。報酬が。金額的には……。

○議長（中里純人君） 高木委員、議会運営委員長に質疑をしてください。

○3番（高木章次君） すみません。

それでは、議員の成り手不足の解消についてはどの程度効果があるのでしょうか。具体的に教えていただきたいんですが。

○議会運営委員長（原口政敏君） そのことについては、今は分かりません。ただ、議員の成り手不足解消と議員活動の活性化、これはできると思っています。それ以外に、今、答弁することはできません。11月にならないと分からないわけだから。

だから、議会運営委員会としては活性化を見込んでこれを提案したところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第27号いちき串木野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第26号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、大六野一美議員の発言を許します。

〔9番大六野一美君登壇〕

○9番（大六野一美君） 私は、特別職報酬等審議会の答申を受けての反対の立場で討論をいたします。

議員定数を2減する一方、2人分の報酬を14名に上乘せすることを条件に、特別職報酬等審議会の開催を要請したものです。

委員会の結論は、上げるべきとの声もある一方、しっかりとした金額をしての結論は出ていません。要請に対する委員会としての苦悩も見えかけるような気がいたします。人口減少も加速的に進行する一方、議会費だけは現状の額を上回らない範囲で報酬の上積みを要請しているものです。

人口減少による税収減や交付税の減を考えると、市民生活を最優先に考えるべき議員が、自らの生活を優先すべきとの心根に大きな違和感を覚えます。成り手不足も報酬だけを上げることで解決できるものでもありません。直近の薩摩川内市、あるいは伊佐市、そして今回の日置市も、若者の台頭が多く見られることを思うとき、現在いる人の市民性に起因しているとも思えてなりません。

成り手不足の解消には、若い人が仕事を持ちながら、仕事を終えた後、一部夜間での議会を開くなど、まだまだ工夫することが多く残っております。今はやここで成り手不足と称して報酬のみを上げることに固執する現議員の心根が非常に理解できないものであります。

私は、少なくとも市民生活を最優先すべき議員として、先ほど言いましたようなもろもろの諸状況を勘案しながら、この件については反対討論といたします。

特別職報酬等審議会もいろいろ苦悩の跡が見られるようであります。それは取りも直さず、まだ今は上げなくてもいいんじゃないのかなという心根が後ろに隠されていると、私はあの報告書を見てそういう理解をいたしました。

よって、特別職報酬等審議会委員の心情を考慮し

ますと、今回はこの件は上げるべきでないという思いから、反対討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

○11番（東 育代君） 私は、議案第26号について、賛成の立場で討論いたします。

今回、私が賛成することとなりましたのは、以下3点について賛同したからでございます。

1点目は、議員定数等調査特別委員会では、本市と人口規模が類似している九州管内36市の議会運営に関する資料の収集、議員定数、報酬及び市議会に対する意識調査や市内各種団体との意見交換会を行い、9回の委員会が開催されました。

次期改選以降の定数は、人口減少する中で2減と決定いたしました。

議員報酬に係る議論の中では、現状維持とすべき旨の意見がある一方で、議員定数を削減した上で、これまでの議員報酬月額総額を超えない範囲で増額すべきとの意見が述べられました。

採決の結果、次期改選一般選挙から適用する議員報酬は引上げを行うべき旨の意見が多数を占めました。報酬の額については、市長が諮問するいちき串木野市特別職報酬等審議会の開催を要請という結論に至ったという点でございます。

2点目は、市長の要請を受け、特別職報酬等審議会が開催されました。答申では、議員の成り手不足の解消や議会活性化のためには、報酬月額総額を超えない範囲での増額について報酬の引上げが必要であるとの意見が出され、全会一致で議員報酬を上げるべきとの結論に至ったということです。

3点目は、答申を受けて、議長が議会運営委員会に諮問しました。議会運営委員会では、提案理由にありますように、特別職報酬等審議会の答申を勘案して、議員の成り手不足解消と議会活動の活性化の観点から、議員報酬月額総額を超えない範囲での増額について慎重に審議した結果、月額3万8,000円の引上げについて全会一致で決定したという点でございます。以上3点です。

私は、議員定数等調査特別委員会、議会運営委員

会の二つの委員会のメンバーでありましたので、委員会の決定を尊重したいと思っております。

皆様の御賛同をお願いしまして、議案第26号についての賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中里純人君） 次に、下迫田良信議員の発言を許します。

[13番下迫田良信君登壇]

○13番（下迫田良信君） 私は、議案第26号について、反対の討論をいたします。

先の議会活性化推進特別委員会の市民394名のアンケートでは、「報酬は妥当であるか」の問いに133人、「多いと思うか」の問いに145人、「議員を目指すとするどれぐらい必要か」という問いに、「現在より少ない」という方が153人、「現在の額でよい」という人が98人という結果が出ております。

一方、議員定数等調査特別委員会での47団体の意識調査では、「現在の報酬が妥当」と思う人が61%、「少し少ない」が28%、「少し多い」が8%という結果で、これが全てとは思いませんが、謙虚に受け止めなければならない市民の意向であります。

議員定数等調査特別委員会での採決は、「引き上げる」が4名、「現状」が3名と拮抗しており、私は、議員が自分の報酬を上げることはおこがましく厚かましいことであり、特別職報酬等審議会に委ね、その結果を議案として提案され、それで判断していくことが市民の理解を得られると再三主張してまいりました。

特別職報酬等審議会の結果が、改選後に上げることが適当と答申をされており、金額については提示されなかったことは、様々な意見があり苦慮された答申であったと推察をいたしております。

報酬を自ら上げることはおこがましく厚かましいことと、基本とする私の身には、審議会の苦慮した実情を、その答申を尊重し、ここは機が熟すまでしばらく謙虚な姿勢を保つことが肝要であると感じておりましたが、何が何でも権利を实践するんだという性急な対応に開いた口が塞がらない思いであります。

昨今の社会経済状況は、米をはじめ、物価高騰が

ひどく、多くの市民は難儀されており、所得が多くない人をはじめ、非課税世帯が4,400世帯もあり、議員が自らの報酬を上げることに、市民の実情が分かっておられる、ちゅうちょすることなく自分のための報酬を上げることは心が痛まないのでしょうか。市民に奉仕し市民の生活を守ることを考えなければならぬのに、自分のことを優先する今回の行動に市民は失望し、信頼を失うことであろうと思っております。

なお、議員の出席義務日数はそれぞれですが、年間60日にも満たない現状で、特別職報酬等審議会の中で議員の活動が見えづらいと指摘されていることは、残り300日近い活動が不透明であると、暗に特別職報酬等審議会では指していることであります。

私はこれまでに、報酬が少ないから立候補しないという人を耳にしたことはなく、夢と希望を持って、本市が少しでもよいほうにと理想を掲げ、挑戦された皆様方だと思います。決して報酬を目当てに出馬されたことはないと思いたいところです。

そのような純粋な心意気を持った皆様方が、厳しい物価高現象に、自分たちの報酬を改選後に上げるという利益誘導を図られることに、勇気を持って、ここはそのタイミングではなく、我慢することが、市民を思う、精通した男気を持った議員はおられなかったかと問い質したい心境です。

さらに、先の47団体の意識調査での現状61%を尊重し、市民感情や人情の機微に通じる議員こそが、本市の将来を託す議員であると痛感している次第です。

去る26日、志布志市が報酬を改定されておりますが、志布志市は本市よりも財政規模が100億円、市税の担税力で10億円と多く、財政力指数においても4.5%と、本市とは比較にならない財政力であります。何といたっても志布志市の改正は、報酬審議会が答申された金額を市長が提案され、可決されていることであります。

本市も、重ねて申し上げますが、特別職報酬等審議会が金額を提示し、市長が提案したとするならば、私はこれまで主張したとおり、今回の改正はそれではありませんので我田引水的水的であり、値打ちが違う

のではないかと感じております。

今回の改正は、成り手不足の解消に名を借りた自己中心的な願望を達成するための提案であり、市民第一で市民に寄り添う精神とは乖離しているのではないのでしょうか。

令和7年度の予算が今日成立し、併せてNHKの「おむすび」も終了したこの喜ばしい日に、ぎすぎすした議論をしているのは議員の宿命でしょうが、終わった後は胸襟を開いて、本市がさらなる発展のためにお互い努力することを皆さん方と誓って、反対の討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、竹之内勉議員の発言を許します。

[12番竹之内 勉君登壇]

○12番（竹之内 勉君） 私は、議案第26号に賛成の立場で討論いたします。

平成17年の合併以来、私どもは5回の選挙を経験いたしました。合併時の選挙こそ定数に対し6人オーバーでしたが、以後4回は2ないし1オーバーの選挙であり、まさに成り手不足、また、若い世代の待望論などなど現状を踏まえて、議員定数等調査特別委員会では定数と報酬についての議論がなされ、特別職報酬等審議会の答申も受けました。

担い手不足には様々な要因があると思います。議会も、合併後、県内でも初めてとなる議員と語る会の実施、議員個々の地域活動、最近では政策提言など行い、市民の皆様に議会活動の周知に取り組んでまいりましたが、担い手不足の解消には至っておりません。議員の仕事が魅力的に見えないのか、立候補4年に1回のリスクが高いのか、政治に関心がないのか、様々だと思います。

私は、平成7年の選挙に職を辞して挑戦しました。おかげさまで現在がありますが、議員報酬だけでは子育てはできませんでした。議会休会中はアルバイトに汗しました。やはりある程度の生活の安定が確保されることも、より多様な若い人材も政治に参画しやすくなると思います。もちろんこれだけで解消になるとは思いませんが、きっかけにはなると信じます。

19市中、本市の現状も踏まえ、議員各位の御賛同

をいただき、来る選挙に若い世代が挑戦してくれることを期待し、私の賛成討論を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[7番田中和矢君登壇]

○7番（田中和矢君） ただいまの提案の第26号議案に対し、反対の立場から討論をいたします。

前の下迫田議員の反対討論を聞いて、私は思わず拍手してしまいましたが、特に付け加えることはありません。そのぐらいです。

議員は先憂後楽、まず市民の皆さん、あるいは生活に困窮している方々のことを第一に思って活動すべきだと思います。自ら報酬を上げるなんてとんでもないと思います。それを上げることによって、11月2日公示、11月9日の次回の市議会議員選挙にたくさんの方が出てくるかどうかしっかりと見てみれば、結果はおのずと分かると思います。そのようなことで議員に立候補するような方は議員になってほしくないです。そのくらいに思っております。先憂後楽、全く逆の動きをしていると思います。

したがって、長々としゃべることなく、この報酬の値上げ等については反対いたします。

反対討論を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） 議案第26号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

私は、議員定数等調査特別委員会が開催されるたびごとに、議員定数を削減する範囲内において、その報酬を案分して引き上げるべきであると申し上げてまいりました。

今回、議員定数等調査特別委員会の委員長報告を基に、議長は市長に特別職報酬等審議会の開催を申し入れ、市長の諮問に答申を得たとして議長にその答申書が示され、その内容は、先の議員全員協議会において報告されたところであります。

議長は、報酬等の金額について、議会運営委員会

に諮問し、議会運営委員会の協議に付された結果、特別職報酬等審議会の答申書にある市議会議員の報酬の額については次期改選以降に引き上げる方向で見直すことが適当であることや、報酬の引上げに際しては、成り手不足解消と議会活動の活性化の観点から、政務活動費の増額と併せて検討する必要がある。あわせて、見直し後の総額が議員定数削減前の議員報酬総額と均衡を逸しない範囲内で見直すこと等を念頭に置いて協議した結果、議員の定数2名削減の報酬の範囲内において、報酬を月額一律3万8,000円、政務活動費を月額一律2,000円引き上げることが妥当であるとする答申が議長になされ、後日、議員全員協議会へ報告されたところであります。

現行の議員の報酬月額28万1,000円は、旧市来町と旧串木野市の合併前の平成12年度、今から25年前の旧串木野市議会の議員の報酬月額29万円より低い状態が続いており、改正の必要性を感じておりました。議員定数は、平成17年に合併後、平成18年に22人が平成21年に18人に、平成29年に16人に、そして本年、令和7年の改選から14人となり、この間、現在まで8人の定数削減を行い、政務活動費も旧串木野市議会において月額2万円で始まり、合併後、月額1万円に減額してきた経緯がある中で、いよいよ議員も専門職化していかなければならないこのときに、今回の改正は、成り手不足解消や立候補しやすい環境整備、そして、議会活動の活性化の観点から時宜を得たものであり、多くの市民に立候補への思いを抱いていただけることになると存じます。

よって、いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第27号いちき串木野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第32 議案第28号上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第32、議案第28号いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長原口政敏君登壇〕

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました議案第28号いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定を整備するため改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

議案第28号いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第33 閉会中の継続審査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第33、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第34 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第34、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に

付することに決定しました。

△日程第35 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第35、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 3月議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会されました市議会定例会が、本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決をしていただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮し誠実に対処してまいる所存であります。

さて、令和7年度当初予算等の議決をいただき、いよいよ新年度が始動いたします。今年度は私にとっても任期4年の仕上げの年であります。

令和3年11月、市長に就任以来、私はこれまで、議員並びに市民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、コロナ対策はじめ、市民福祉の向上、市内経済の活性化など、市政発展のため、誠心誠意取り組んでまいりました。

急速な少子化と人口減少を受け、令和5年度にその緊急対策として、子どもや若者を重点とした施策に取り組み、6年度からは、保育料、学校給食費、子ども医療費の三つの無償化をはじめ、転出抑制と移住促進を図るための定住促進補助制度のほか、子

どもを安心して育てられる環境整備にも取り組んでまいりました。おかげさまで保育園の就園児数や市外からの転入者も増加傾向にあり、少しずつ効果を感じてはおりますが、引き続き、粘り強く取り組んでいかなければなりません。

また、本市の発展の鍵を握る未来へのプロジェクトについてもこれからが正念場であります。本市沖合での洋上風力発電計画については、これまで様々な調査研究を行うとともに、県に対して国への情報提供をしていただくよう、繰り返し要請してきたところであります。近く県において判断されるものと思っておりますが、事業の実現と産業拠点化は、本市の地域振興、経済発展の大きな起爆剤になるとともに、漁業振興を通じて港町いちき串木野の再興にもつながるものと考えております。

また、市来湊地区の沖ノ浜一帯については、吹上浜フィールドホテルを核に、海や川、砂浜、松林などの多様な資源を活かした体験型レジャーゾーンを目指し、整備構想を策定しているところであります。

さらに、串木野駅裏のプリマハム工場跡地については、駅に隣接するまとまった一等地であり、市全体の賑わいにつながるような活用について、会社側とも協議しているところであります。串木野駅東口の設置の検討をはじめ、串木野インターからのアクセスや、麓、袴田、浜ヶ城地区の都市形成の在り方などを踏まえながら、新たな活用策を検討していくことといたしております。

このように、多くの課題や施策を前に、私の任期も残り半年余りとなりました。私は、最大の課題である少子化と人口減少対策に粘り強く取り組みながら、引き続き、本市の資源や強みを活かし、未来への魅力あるまちづくり、諸施策に全力で取り組んでまいり所存であります。

我がまちいちき串木野が誇りと存在感のあるまちとして確固たる地位を築いていけるよう、全身全霊を尽くすことを誓い、ここに2期目となる市長選挙への出馬を表明いたします。議員各位の大所高所からの一層の御指導、御鞭撻、市民の皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、令和7年第1回い
ちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時06分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第1号 いちき串木野市沖洋上風力発電事業の計画中止を求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和7年3月28日

産業教育委員会
委員長 田畑和彦

いちき串木野市議会
議長 中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 防災対策（原発を含む）について
 3. 行財政改革について
 4. 生活環境について
 5. 住民福祉について
 6. 健康増進について

令和7年3月28日

総務厚生委員会
委員長 吉留良三

いちき串木野市議会
議長 中里純人様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について
 7. 新エネルギー施策の推進について
 8. 企業誘致について

令和7年3月28日

産業教育委員会
委員長 田 畑 和 彦

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会
 - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
 - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
 - (3) 派遣期間 令和7年4月16日
 - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員